

# 大牟田市市民活動促進指針

平成 1 7 年 4 月

大牟田市

	基本理念 .....	1
1	指針策定の趣旨 .....	1
(1)	指針策定の背景	
(2)	指針策定の取組み	
(3)	市民活動の概念整理	
2	市民活動に対する本市の基本姿勢 .....	4
(1)	本市における市民活動の現状と課題	
(2)	市民活動に対する基本姿勢	
	基本姿勢	
	市民活動促進にあたり留意すべき事項	
	本指針の推進について	
	基本施策 .....	7
1	市民活動が活発に行われるための環境整備 .....	7
(1)	市民活動についての市民理解を促すための情報発信の取組み	
(2)	市民活動を支える資源の確保の取組み	
	人材の確保について	
	活動機材の確保について	
	活動場所の確保について	
	活動資金の確保について	
(3)	市民活動団体間のネットワークづくりの取組み	
2	市民活動促進のために行政において取り組むこと .....	8
(1)	事務事業を見直し、行政サービスの提供に市民活動団体が参入できるようにする 取組み	
(2)	制度を見直し、市民活動団体が、公平に競争できる環境を整える取組み	
(3)	市民活動について、職員の理解を深める取組み	
	職員研修の実施	
	職員の市民活動への参加促進	
	協働事業の実施	
(4)	市民活動の促進について総合的に取り組む窓口の整備	
資料1	市民活動促進に関する指針策定経過 .....	10
資料2	パブリックコメントに寄せられた意見等とその対応について .....	11
資料3 - 1	市民活動に関する意見交換会（まとめ）(H16.11.9) .....	15
資料3 - 2	市民活動に関する意見交換会 ワークショップ(H16.10.21/10.26) .....	16
資料3 - 3	市民活動に関する意見交換会 ワークショップ(H16.10.26) .....	17
資料4	大牟田市市民活動促進に関する指針策定委員会設置要綱 .....	18

## 基本理念

### 1 指針策定の趣旨

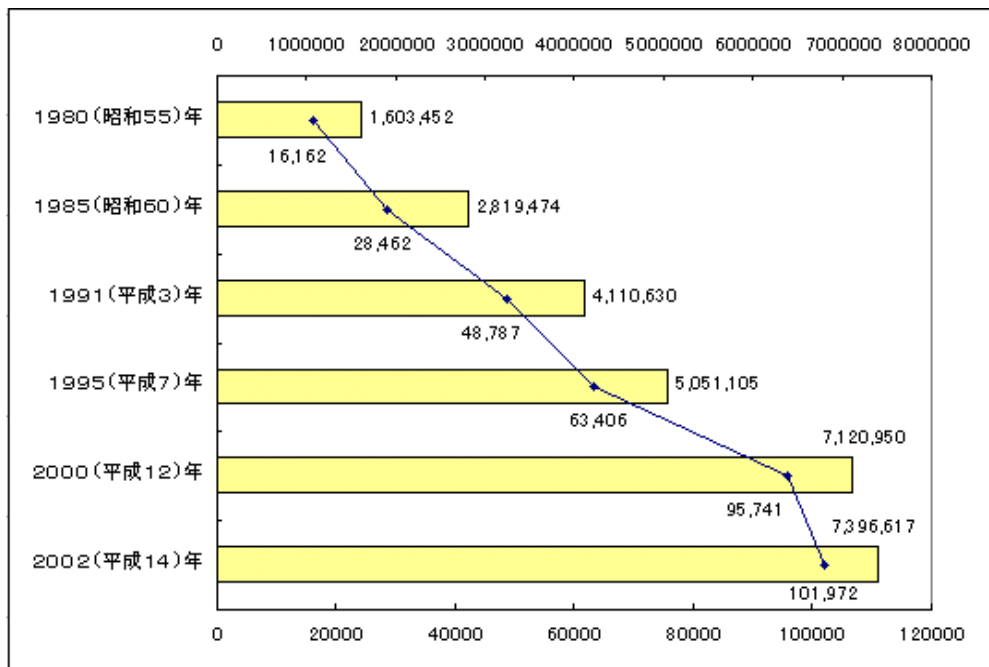
#### (1) 指針策定の背景

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地域自らの意思で個性的なまちづくりが行えるようになった反面、地域のことは地域が決定し、その責任も自らで負うことが求められるようになりました。

一方、高度経済成長の時代が終わり、経済的に成熟した時期を迎えたことに伴い、物質的な豊かさを追求していた人々の価値観は、心の豊かさを追求へと変わってきていると言われます。

このことは、社会貢献への関心の高まりとして、ボランティア活動に参加する方の増加として確認することができます。【図1】

【図1】



「全国社会福祉協議会資料より作成」(棒グラフ：総人数、折れ線グラフ：ボランティア団体数)

大牟田市では、まちづくりの指針となる大牟田市第三次総合計画後期基本計画(計画期間：平成13年度～17年度)において、この5年間で21世紀において持続的に発展する本市の基盤づくりの時期であり、また、さらに市民みんなの創意工夫により住みよい地域づくりを積極的に進めていく時期と位置付けています。

また、この基本計画では、各分野に関わる横断的な視点の一つとして市民と行政との協働を掲げています。

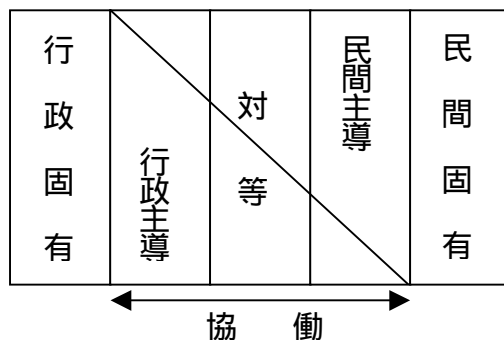
これは、価値観の多様化に伴って複雑多様化する市民の要請や期待に、行政だけではこたえきれなくなったことから、あらゆる段階・形態での市民と行政との協働システムを構築し、市民主体のまちづくりを進めることの必要性を認識するにいたったからです。

これを受け、本市では、平成15年3月に「大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針」(以下、「協働の基本方針」と言います。)を策定しました。

協働の基本方針は、より良い地域社会を実現するためには、まちづくりの主体である市民と行政とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合う、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

また、協働の基本方針においては、対等の原則を掲げ、市民と市が対等な関係にあり、まちづくりのパートナーとなるよう努めることを規定しています。【図2】

【図2】 《民間（市民）と行政との役割分担のイメージ》



さらに、対等の関係を構築するにあたって、市は、市民がまちづくりのために行う自由な社会貢献活動としての市民活動の促進に努めることを規定しています。

《参考》大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針

(対等の原則)

第3条 市は、まちづくりの主役である市民との対等なパートナーシップの構築に努める。

2 市は、市民がまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の促進に努める。但し、市は、市民活動の健全な発展に留意しなければならない。

この大牟田市市民活動促進指針は、協働の基本方針が目指す市民と行政との協働によるまちづくりを実現するための環境整備の一つとして、市民がまちづくりのために行う活動を促進するという市の基本姿勢と施策の方向性を取りまとめるために策定したものです。

## (2) 指針策定の取組み

本市では、平成15年度に庁内に検討組織を設置し、策定に取り組んできました。

平成15年度には、市内の市民活動団体を対象としたアンケート調査、本市におけるボランティア団体・NPOへの支援制度等についての調査及び市民活動の促進について先進的に取り組んでいる自治体の調査などを行いました。

平成16年度には、より市民意見を反映した指針づくりを目指し、市内に事務所を有するNPO法人(特定非営利活動法人)とのワークショップ形式もとり入れた意見交換会(全4回)を実施しました。

また、パブリックコメント(市民意見募集)手続を実施し、幅広い市民意見の反映に努めました。

### (3) 市民活動の概念整理

協働の基本方針においては、市民活動は、「市民がまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動」と定義されています。

まちづくりとは、公共施設の整備や都市基盤の整備といったハード整備だけではなく、地域のさまざまな課題を解決し、将来にわたって安心して住み続けることができるより良い地域社会の実現に向けた取組みであり、市民活動は、このような身近な問題であるまちづくりについて、行政とは違った市民の視点を重視しながら、自分たちで解決しようと自主的・自立的に取り組まれる公益的な活動とすることができます。

活動の形態としては、個々人で自発的なボランティアとして活動される場合もあれば、グループ、団体として活動されることもあります。

また、このような活動は、利益を追求するために行われるものではありません。

したがって、NPO（民間非営利組織）と呼ばれる団体もあります。

NPO法人（特定非営利活動法人）は、このような市民活動を行う団体のうち、法律で求める要件を整えて法人格を取得した団体です。

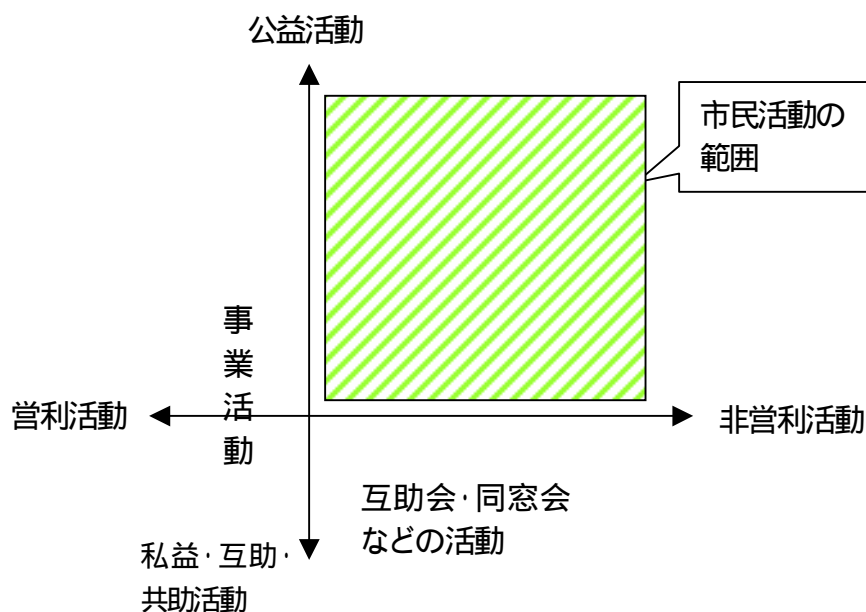
以上のような認識を踏まえ、本指針では、「市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組み、もって公益の増進を図る営利を目的としない活動」を市民活動と定義します。 【図3】

「公益の増進を図る」とは、特定の個人や団体の利益（私益）やメンバー相互の利益（共益）などを目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るという意味です。

「営利を目的としない」とは、収入を得る活動をしないという意味ではなく、活動によって得られた利益をメンバーで分配しないという意味です。

宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは、本指針で定義する市民活動に含みません。

【図3】 《市民活動の概念整理のイメージ》



## 2 市民活動に対する本市の基本姿勢

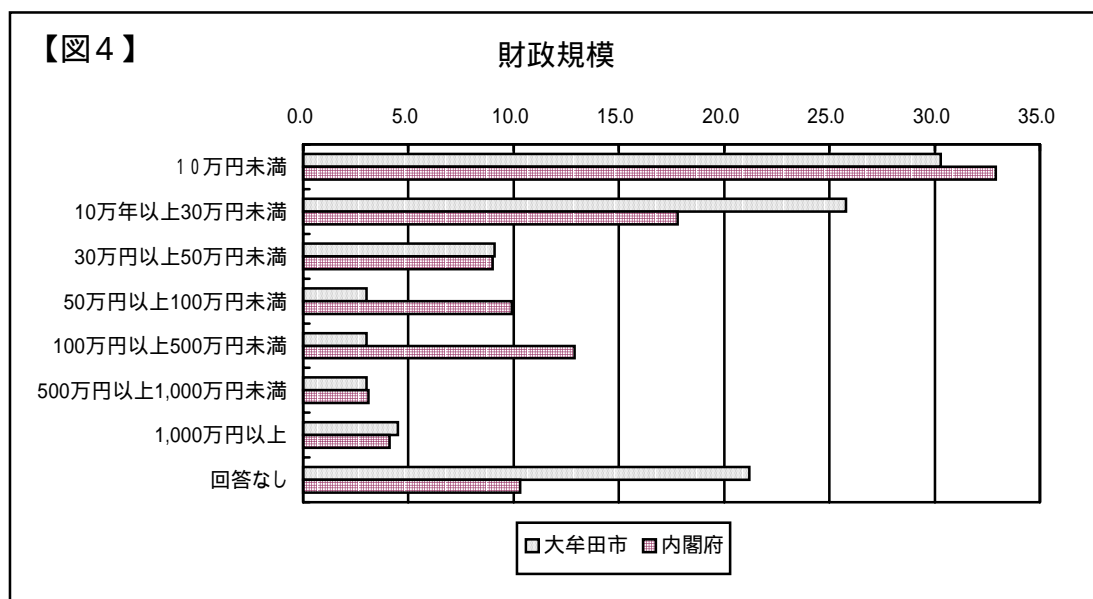
### (1) 本市における市民活動の現状と課題

本市では、本指針策定にあたっての基礎調査として、平成15年度に市内のNPO法人、市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体等113団体を対象に、「市民活動団体に関するアンケート」調査を実施しました。(有効回収数66団体)

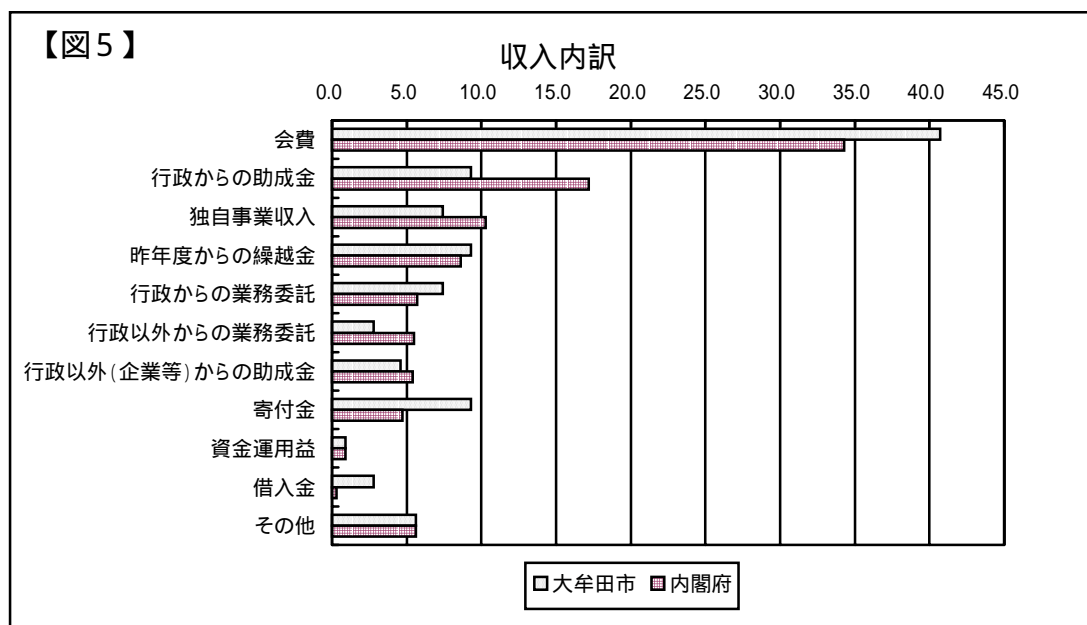
この調査を見ると、支出の財政規模年間30万円未満の団体が56.1%となっています。

全国調査(注)と比較すると、50万円以上500万円未満の財政規模の団体が特に少ない傾向にあるのが特徴的です。【図4】

(注) 内閣府の調査「市民活動団体等基本調査」(平成12年度)



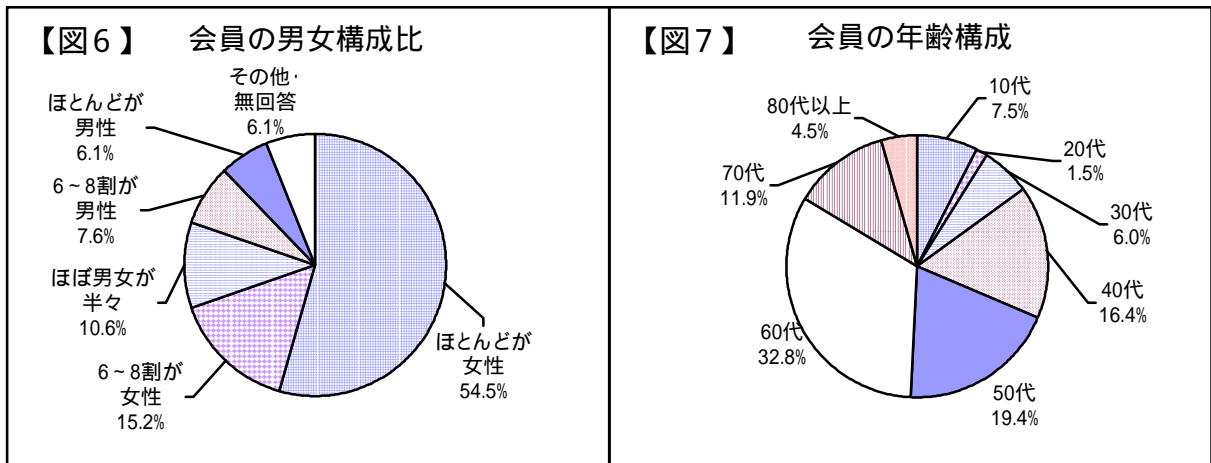
収入構造についての設問では、会費を財源としているところが最も多く40.7%となっていますが、財源として行政からの助成金や独自事業収入については、全国調査に比べて低い傾向にあります。【図5】



メンバーの男女比を見ると、54.5%の団体は、会員のほとんどが女性と回答しています。【図6】

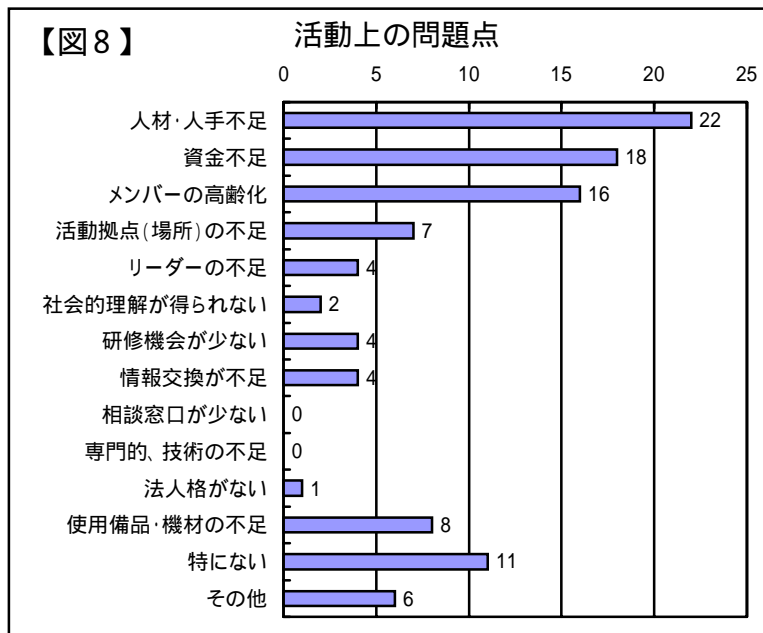
また、メンバーの年齢構成では、60歳代が32.8%で一番多く、続いて50歳代が19.4%、40歳代が16.4%となっています。【図7】

このように、本市における市民活動は、女性や60歳代の方々が中心となって支えられている状況がうかがえます。

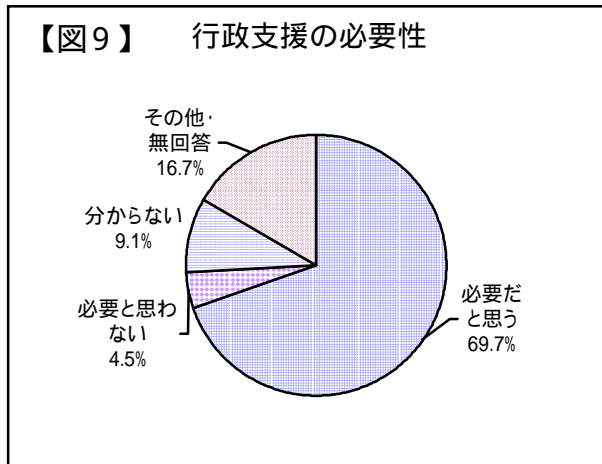


活動上の問題点としては、1位人材不足(22団体)、2位資金不足(18団体)、3位メンバーの高齢化(16団体)となっています。【図8】

NPO法人との意見交換会においても、活動の継続のためには、人材の育成・確保が課題とされています。



行政支援の必要性については、69.7%の団体が必要を感じています。【図9】  
ただし、アンケートの自由意見の中では、行政と関係を持つことによって団体の自主性を失う危険性を指摘する意見も出されていました。



## (2) 市民活動に対する基本姿勢

### 基本姿勢

市民と行政との協働によるまちづくりを実現するためには、市民によるまちづくりの取組みである市民活動が活発に行われている必要があります。

また、市民活動は、行政では十分に対応できないような分野や、新しい公共サービスに対して、行政より柔軟に、サービスの受け手の視点を持ってきめ細かく対応することができるといわれます。

したがって、本市としては、市民活動が活発に行われ、行政と相互に補完し、協力し合いながら、住み良いまちづくりが実現できるよう、市民活動の活性化に取り組めます。

### 市民活動促進にあたり留意すべき事項

市民活動は、市民自らが身近な問題を自分たちで解決しようとして活動始める自主的・自立的な活動です。

したがって、市が市民活動を促進するために関与する場合においては、市民活動の自主性を尊重します。

また、市が行う市民活動促進のための施策については、市民活動が将来にわたって継続できるよう、行政に依存することなく自立した活動になるよう配慮します。

なお、本指針に基づく施策は、対等な相手方に対する施策であるため、支援策と呼ばず、促進策として組み立てを行いました。

### 本指針の推進について

本指針に基づく施策の推進にあたっては、施策の対象となる市民活動団体や市民の意向の把握に努め、協力・連携を図りながら取り組むこととします。

また、本指針については、市民活動を取り巻く状況の変化にあわせ、柔軟に見直すこととします。



## 基本施策

### 1 市民活動が活発に行われるための環境整備

#### (1) 市民活動についての市民理解を促すための情報発信の取組み

市民活動に対する市民や企業の理解を深めるとともに、市民活動に関心を持ってもらい市民活動への参加や協力を促すため、市民活動についての情報を発信します。

#### (2) 市民活動を支える資源の確保の取組み

##### 人材の確保について

市民活動団体のリーダー養成や団体運営に必要な知識などについての研修機会を設けることにより、市民活動の中心となるメンバー確保に寄与する人材育成の取組みを行います。

また、市民活動に参加したい市民と市民活動団体とを結びつけるきっかけづくりの取組みを行います。

##### 活動機材の確保について

市民活動団体が団体の運営や活動内容の情報発信をするためには、パソコンやコピー機などの事務機器などが必要となりますが、財政基盤が脆弱な多くの市民活動団体では、それらの確保が十分に行えないことがあるため、事務機器等活動に必要な機材を確保し、貸出しするなどの取組みを検討します。

##### 活動場所の確保について

市の施設の利用条件を見直し、市民活動団体が利用できるようにするなど、市民活動団体の活動場所が、円滑に確保できるような取組みを検討します。

##### 活動資金の確保について

活動資金の確保は、市民活動を継続的に行っていく上で、大変重要な課題です。

このため、各種機関が行う助成金や補助金などの情報を提供します。

なお、市民活動団体に対して新たな補助金や助成金の制度を検討する際には、公平・公正な制度の構築に努めるとともに、市民活動団体が補助金や助成金に依存せずに自立できるような仕組みを検討することとします。

#### (3) 市民活動団体間のネットワークづくりの取組み

市民活動団体間の交流を進めることにより、相互に連携することで、市民活動に関する情報を共有できるネットワークの構築に努めます。

異なる活動分野の団体が交流することは、新たな市民活動の領域が広がることが期待できる効果もあります。

また、市民活動団体の活動を支援するとともに、行政や企業と市民活動団体をつなぐ中間支援組織は、本指針が目指す市民活動の活性化を、自らも市民活動団体として民間の側から目指す組織であるため、本市における中間支援組織の育成を図るとともに、本

指針の推進について連携を図ります。

「中間支援組織」とは、市民活動を支える市民活動を行う団体で、民間の立場で市民活動団体の支援を行う組織です。主に、市民活動団体の育成、市民活動団体間のネットワークづくり、市民活動に関する一般社会への啓発などを目的に活動する団体です。

## 2 市民活動促進のために行政において取り組むこと

### (1) 事務事業を見直し、行政サービスの提供に市民活動団体が参入できるようにする取り組み

民間活力等導入に関する方針を推進し、事務事業を見直すことで、行政サービスへの民間参入機会の創出に努めるとともに、市民満足度の高い行政サービスの実現を図る観点から、きめ細かいサービスなど市民活動団体が得意とする分野については、積極的な市民活動団体への業務の委託などに取り組みます。

また、今後公共施設の管理において、指定管理者制度を導入する場合には、市民活動団体も指定管理者の選定に参入できる機会を確保するように努めます。

### (2) 制度を見直し、市民活動団体が、公平に競争できる環境を整える取り組み

市の入札制度などを点検し、行政サービスへ市民活動団体が参入する際に障壁となっているものがないかを確認し、市民活動団体が参入可能になるよう制度を見直します。

また、行政サービスに参入する相手方を選定する場合には、公平性、競争性、透明性の確保に努めます。

### (3) 市民活動について、職員の理解を深める取り組み

#### 職員研修の実施

本市職員の市民活動についての理解を深めるため、研修を実施します。

#### 職員の市民活動への参加促進

職員に対して、ボランティア休暇の活用などによる市民活動への積極的な参加を呼びかけます。

#### 協働事業の実施

市の事業の実施にあたり、実際に市民活動団体と協働することを通して、市民活動に対する職員の理解を促進するとともに、市民活動団体と行政職員との信頼関係の構築に努めます。

### (4) 市民活動の促進について総合的に取り組む窓口の整備

市民活動には、さまざまな分野の活動があるため、行政の担当部署も多岐にわたります。

一方で、団体の運営方法など活動分野に関わらない課題に対応する行政の担当部署が、明確になっていない現状にあります。

そのため、市民活動に関わる総合的な窓口を整備し、本指針に掲げる基本施策の推進を図ることとします。

また、この窓口では、市民活動に関する各部署間の連絡調整についても、受け持つこととします。

【資料 1】

市民活動促進に関する指針策定経過

平成15年

6月 行財政確立対策本部会議

「市民活動促進に関する指針策定委員会の設置について」

7月 市民活動促進に関する指針策定委員会及びワーキンググループ設置  
研修会

「大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針について」(講師:企画振興課)

「久留米市市民活動支援基本方針について」(講師:久留米市市民部市民活動振興室)

8月～9月 策定委員会・ワーキンググループ合同会議

ワーキンググループを3つの専門部会に編成。各専門部会の役割は、以下のとおり。

第1専門部会	市民活動団体等を対象としたアンケート調査・分析
第2専門部会	先進都市を対象とした調査・分析 市民活動促進のための行政組織のあり方の検討
第3専門部会	市民活動団体と大牟田市との関係の実態調査・分析

市民活動団体に関するアンケートの実施(第1専門部会)

ボランティア団体・NPOへの支援制度等についての調査の実施(第3専門部会)

10月 「ボランティア団体・NPOとの協働推進セミナー」(主催:福岡県 県民ボランティア総合センター)にワーキンググループメンバーを派遣

11月 先進地調査(第2専門部会)

平成16年

7月 行財政確立対策本部会議

「市民活動促進に関する指針の策定について」

平成16年度の策定方針の確認及び平成15年度に行った調査報告書の提出

8月 市民活動促進に関する指針策定委員会

「市民活動促進に関する指針策定にあたっての今後の取組みについて」

9月 市民活動に関する意見交換会

市内に事務所を有するNPO法人11団体が参加。当初3回の予定であったが、1回追加し、合計4回開催。(11月9日まで)

12月 市民活動促進に関する指針策定委員会ワーキンググループ会議

平成17年

1月 市民活動促進に関する指針策定委員会

「市民活動促進指針(案)についての検討」

行財政確立対策本部会議

「市民活動促進指針(案)についての検討」

2月 行財政確立対策本部会議

「市民活動促進指針(案)についての検討」

パブリックコメント(市民意見)募集手続の実施(2月15日～3月15日)

意見提出者:11人 意見数:22項目

3月 行財政確立対策本部会議

「市民活動促進指針(案)に対するパブリックコメント結果について」

市民活動促進指針の決定

【資料 2】

パブリックコメントに寄せられた意見等とその対応について

意見提出者：11人 意見数：22項目

区 分	意 見 等	考え方及び回答
<p>基本理念 2(2) 基本姿勢</p>	<p>市民活動を活性化しようとするのは、市民活動を安い労働力と見て、安上がりの行政を目指すための言い訳ではないか。市民との協働と言うが、市の財政が厳しいから市民へ責任を転嫁しようとしているのではないか。</p>	<p>本市では、市民主体のまちづくりを進めるため、あらゆる段階・形態で市民と行政とが協働する仕組みづくりに努めているところです。市が市民活動を促進する理由は、市民によるまちづくりの活動である市民活動が活発に行われていることが、市民主体のまちづくりを実現するために必要であるとの認識にあるためです。まちづくりには、市民と行政のそれぞれに役割があることから、行政の役割や責任が軽減されるものではないと考えております。</p>
<p>基本理念 2(2) 基本姿勢</p>	<p>行政は、市民活動を下請けとして考えているのではないか。市民活動と行政が手を組むことは、費用面の効果も期待できるかもしれないが、きめ細かさなどプラスアルファが期待できることを重視すべきである。</p>	<p>市民活動は、行政では十分に対応できないような分野や、新しい公共サービスに対して、行政より柔軟に、サービスの受け手の視点を持ってきめ細かく対応することができるかと認識していることから、行政が市民活動と連携することは、市民満足度の向上を重視しながら効率的・効果的に行政サービスを提供することが期待できると考えているところであり、費用面の効果だけを期待するものではありません。</p>
<p>基本理念 2(2) 市民活動促進にあたり留意すべき事項</p>	<p>活動にあたっては、やはり団体やサークルでやっていくべき。私のところは、市からの助成金はもらっていません。</p>	<p>ご意見の通り市民活動については、市民自らの自主的・自立的な活動であると認識しているところであり、本指針においても、市民活動が将来にわたって継続できるよう、行政に依存することなく自立した活動になるよう配慮することとしています。</p>
<p>基本理念 2(2) 本指針の推進について</p>	<p>指針策定の過程で、市内のNPO法人との意見交換会が開かれているが、指針策定後も、このような意見交換会を定期的に催すべきである。</p>	<p>本指針の推進にあたっては、市民活動団体や市民の意向の把握に努め、協力・連携を図りながら取り組むこととしているところであり、ご意見にある意見交換会についても、検討してまいりたいと思います。</p>
<p>基本施策 全体</p>	<p>この指針には、数値目標がない。数値目標がなければ、あとで検証できない。</p>	<p>本指針は、市民活動を促進するという市の基本姿勢と施策の方向性を取りまとめるために策定するものであるため、数値目標の設定は行っておりません。しかしながら、本指針に掲げる事項の実施状況については、市民の皆さんに報告することを検討したいと考えております。</p>
<p>基本施策 1(1) 市民活動について市民理解を促すための情報発信の取組み</p>	<p>大牟田市は、高齢者の多いまちであるから、高齢者にやさしい情報発信をしてほしい。</p>	<p>市民活動についての情報発信の取組みを行うにあたっては、市民の皆さんに理解しやすいよう、内容については注意を払うとともに、誰もが情報を入手しやす</p>

区 分	意 見 等	考え方及び回答
		いようなメディアの選択に努めるなど、ご意見の趣旨を事業実施の際に参考にさせていただきます。
<p>基本施策 1(1) 市民活動について市民理解を促すための情報発信の取組み及び (2) 人材の確保について</p>	<p>市民活動を支えるボランティアが集まるように、市民活動に関わる情報が、市内に行き届くようにしてほしい。</p>	<p>同上</p>
<p>基本施策 1(1) 市民活動について市民理解を促すための情報発信の取組み及び (2) 人材の確保について</p>	<p>ボランティアをしたいがどうしても良いか分からないと言う人のための受け皿は多岐にわたり、その人の技術を活かせるとボランティア人口は、減少しないと思う。町内公民館などと連携を広げたら良いと思う。また、活動分野が明確に示されていると安心して活動に申し込むことができる。</p>	<p>同上</p>
<p>基本施策 1(1) 市民活動について市民理解を促すための情報発信の取組み及び (2) 人材の確保について</p>	<p>現職の人は仕事上無理。退職した人たち(65才~75才)の元気な人に、街づくり、地域づくりの中心になってもらうことを市が市民に提案すべき。</p>	<p>定年退職を迎えた世代の方々は、様々な知識・経験を持つ貴重な人材であり、その方々が退職後、地域に戻られることは、地域にそのような人材を得ることとなり、大いに歓迎すべき事だと考えます。今後、その方々が、市民活動の担い手となり、本市における市民活動が活発になるような取組みについて検討します。</p>
<p>基本施策 1(2) 人材の確保について</p>	<p>定年退職して家にいる人や専門技術を持っている人たちの掘り起こしと参加勧誘などで多くの人が集まれば、組織運営や活動にも、そして町にも活気があふれるようになると思う。</p>	<p>同上</p>
<p>基本施策 1(2) 人材の確保について</p>	<p>高齢化する会員や技術活用が困難な主婦などが活躍しやすい組み立てを。</p>	<p>市民活動については、様々な分野の活動が含まれていることから、多くの方が市民活動に参加しやすくなるような取組みを検討します。</p>
<p>基本施策 1(2) 人材の確保について</p>	<p>地域でボランティア活動を行っていても参加者が少ない。公民館活動を自治会方式にすることで、地域全部で問題解決に取り組むことができるのではないかと。</p>	<p>市民活動を支える人材の確保については、地域の様々な団体との連携も必要であると考えており、今後、具体的な事業を組み立てる際に、ご意見については参考にさせていただきます。</p>
<p>基本施策 1(2) 活動場所の確保について</p>	<p>中央公民館を利用する際、緊急の話し合いや活動の場合、空いている部屋がない。そこで、市が財政上の問題で廃止する施設で、売却しないところは、市民の活動拠点にするべきではないかと。運営上の問題は、利用者に責任を持たせ、市は、自分たちでやっていくように指導すべき。</p>	<p>既存の公共施設の見直しに際しては、市民活動の場所としての活用が可能かどうか、検討する機会を設けるよう努めます。また、運営面でのご意見については、具体的な事業を組み立てる際に、参考にさせていただきます。</p>

区 分	意 見 等	考え方及び回答
基本施策 1(2) 活動資金の確保について	活動助成金を補助してもらえたら、活動の規模を広げられると思う。	活動資金の確保の取組みについては、市が独自に新たな制度を設けることが財政的に難しい状況にあることから、まずは、各種機関が行う助成金や補助金などの情報の提供を行うこととしていますが、ご意見については、今後、具体的な取組みを検討する際に、参考にさせていただきます。
基本施策 1(2) 活動資金の確保について	活動資金の確保について、行政からの資金は、年度を繰り越せないなど柔軟性がなく、市民活動の実態に合わない。	ご意見については、今後、具体的な取組みを検討する際に、参考にさせていただきます。
基本施策 1(3) 市民活動団体間のネットワークの取組み	現在、ボランティア連絡協議会があり、会員間の情報交換がなされているが、指針案にある市民活動団体間のネットワークづくりの取組みとの関係は、どうなるのか。	今後、本指針の推進にあたっては、ボランティア協議会を含む各種団体と連携を図る必要があると考えております。
基本施策 1(3) 市民活動団体間のネットワークの取組み及び2(4) 市民活動の促進について総合的に取り組む窓口の整備	中間支援組織との連携を図る取組みが掲げられているが、今後整備が予定されている市民活動に関わる総合窓口との関係が分からない。	市民活動に関わる総合窓口については、本指針に掲げる基本施策の推進を図る役割を担う行政の組織として整備する予定です。一方、中間支援組織は、民間の立場で市民活動の活性化を目指す組織です。したがって、両者が連携することで、効果的に市民活動の促進を図ることができると考えます。
基本施策 2(1) 事務事業を見直し、行政サービスの提供に市民活動団体が参入できるようにする取組み	市民活動団体への業務委託が考えられているようだが、これまでの状況を見ると、それまで行政の事業費を算定の基礎にして委託料を見積もっているようである。この際、参考とする行政の事業費は、直接の事業費のみであり、職員人件費を含んでいない。委託を受ける側は、人件費までその委託料で賄うことになるため、適切な見積もりとは言えない。そもそも行政は、委託料を安く見積もっている。	行政の業務を委託する場合は、適正な事業費の算定が必要であり、ご意見については、今後、具体的な取組みを検討する際に、参考にさせていただきます。
基本施策 2(1) 事務事業を見直し、行政サービスの提供に市民活動団体が参入できるようにする取組み	市民活動団体側は、行政と同じ発想で業務委託を考えては、行政の下請けになってしまう恐れがある。行政も、単なる業務の委託より、企画・立案そのものを市民活動団体へ任せたいほうが、効果的な事業の組み立てができると思う。	これまでの業務の委託については、行政で詳細な仕様を定めて発注をしていましたが、業務の成果だけを規定して手法は問わない方法や、企画自体から提案を受ける方法も採り入れられるようになりました。したがって、市民活動団体に対して業務を委託する場合には、ご意見のように市民活動団体の専門的な知識等を活用し、市民サービスの向上につながるような組み立てに努めることとします。
基本施策 2(1) 事務事業を見直し、行政サービスの提供	行政は、民間活力として企業も市民活動・NPOも一緒に考えることがあるが、委託料だけ考えたら、企業の方が安	行政サービスへの民間活力の導入については、コストの削減だけを目的とするものではなく、市民満足度の高い行政サ

区 分	意 見 等	考え方及び回答
に市民活動団体が参入できるようにする取組み	くなる場合がある。市民活動・NPOへの委託と企業への委託は、そもそも違うものと認識すべき。	ービスの実現を図ることが重要な目的です。したがって、委託先の選定にあたっては、市民サービスの向上の面で最適な相手方を選択すべきものと考えています。
基本施策 2(4)市民活動の促進 について総合的に取り組む窓口の整備	市民活動は、様々な分野があり、この指針は、横断的なものであるから、行政のいろいろな計画と連携をとりながら推進すること。	ご意見については、今後、具体的な取組みを検討する際に、参考にさせていただきます。
基本施策 2(4)市民活動の促進 について総合的に取り組む窓口の整備	総合窓口の設置は有難い。	(回答せず。)



市民活動に関する意見交換会（まとめ）（H16.11.9）

1 市民活動のイメージ

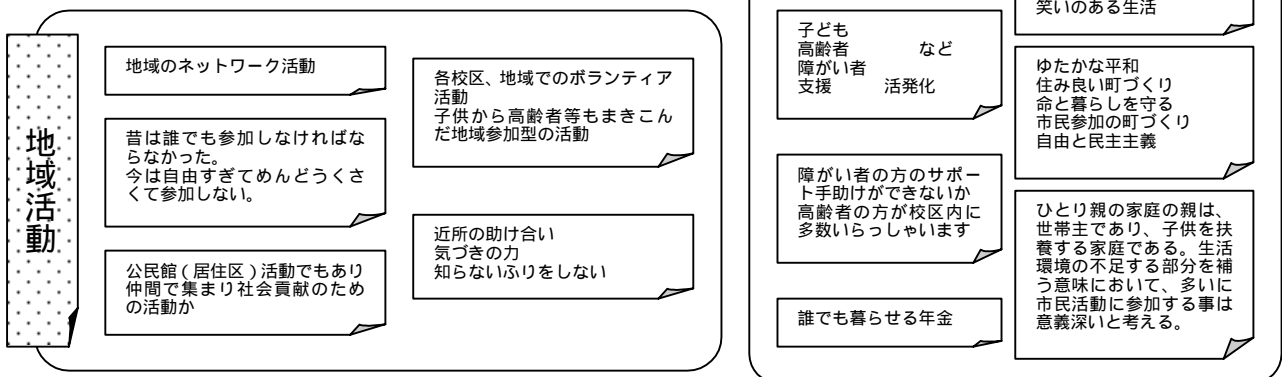
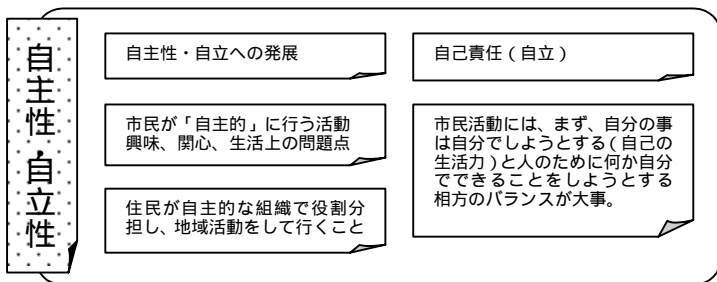
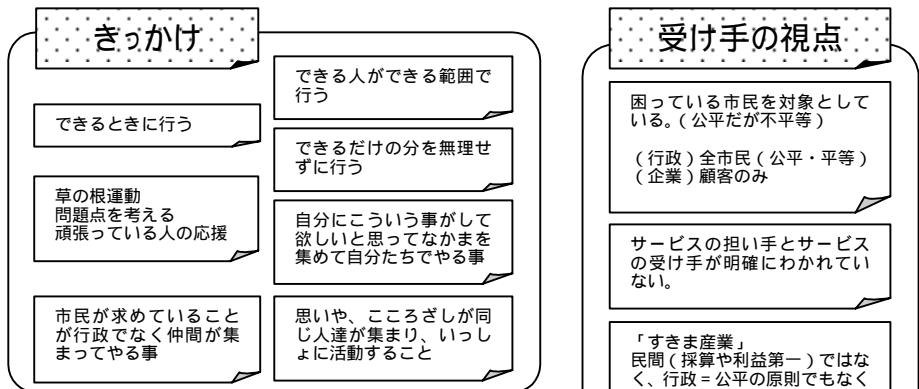
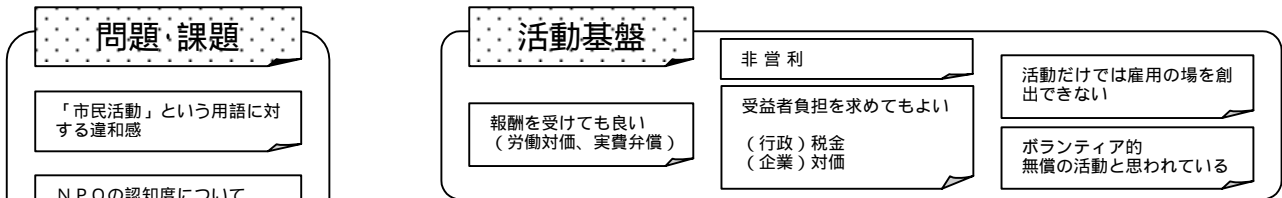
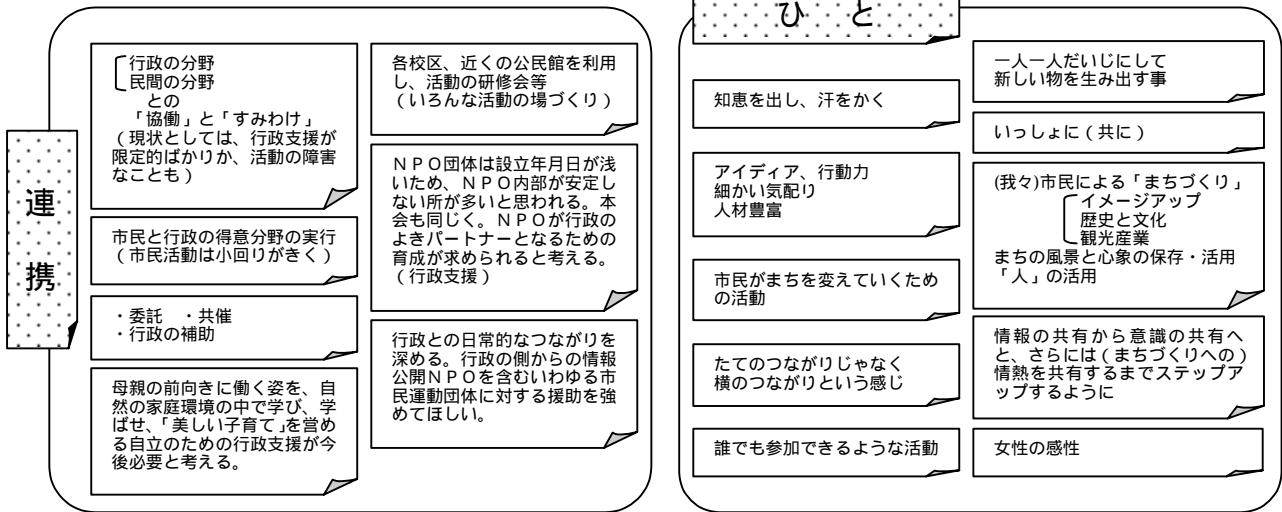
- （１）市民活動のきっかけは、身近な問題を自分たちで解決しようとする気持ち
- （２）市民活動は、自主的・自立的な活動
- （３）市民活動の主役は、ひと
- （４）市民活動は、営利を目的としない（注）活動  
（注）「営利を目的としない」とは、収入を得る活動を目的としないという意味ではなく、得られた利益を分配しないという意味。
- （５）市民活動は、受け手の視点を重視
- （６）市民活動が目指すものは、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現
- （７）市民活動は、地域に根ざした活動が原点
- （８）市民活動には、問題・課題がいろいろ
- （９）市民活動には、行政との協働が必要な場合もある

2 市民活動を行う上での問題点、行政との関係

- （１）市民の市民活動・NPO活動への理解度・認知度の低さが課題
- （２）仲間を広げる情報発信が課題
- （３）継続的な活動を支える資源（人材、機材、場、資金）の確保が課題
- （４）活動を制約する制度の存在が課題
- （５）行政の理解不足と信頼関係づくりが課題

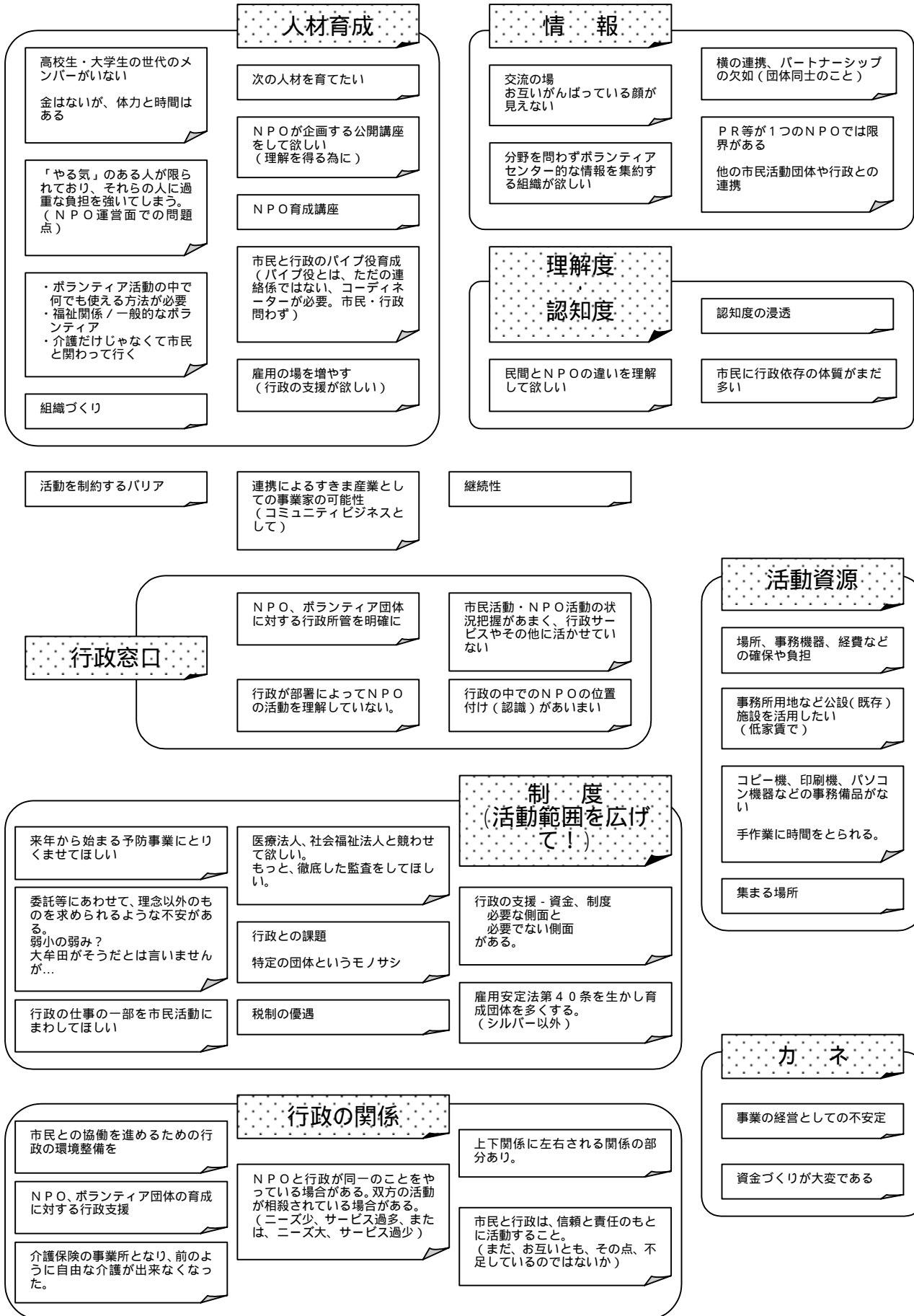
今回の意見交換会は、大牟田市内に事務所を有するNPO法人のみで開催したことから、この会で出された意見と、任意団体であるNPOやボランティア団体の意見が異なる可能性があることに注意が必要。

「市民活動のイメージ」(H16.10.12/10.26)



【資料 3 - 3】

「市民活動を行う上での問題点、行政との関係」(H16.10.26)



## 【資料4】

### 大牟田市市民活動促進に関する指針策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 市民活動促進に関する指針を策定するために、大牟田市市民活動促進に関する指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動促進に関する指針の策定に関すること。
- (2) 市民活動促進のための行政組織のあり方に関すること。
- (3) その他指針の策定に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 委員会は、別表に定める者をもって構成する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市民部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育部生涯学習課長及び保健福祉部介護保険課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

#### (事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、市民部市民生活課に事務局を置く。

- 2 事務局員は、市民部市民生活課、教育委員会生涯学習課及び保健福祉部介護保険課の職員をもって充てる。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市 民 部 次 長
行 財 政 改 革 推 進 室 次 長
企 画 調 整 部 企 画 振 興 課 長
行 政 管 理 部 人 事 課 職 員 研 修 所 長
契 約 検 査 室 検 査 課 長
市 民 部 市 民 生 活 課 長
保 健 福 祉 部 介 護 保 険 課 長
保 健 福 祉 部 福 祉 課 長
環 境 部 環 境 保 全 課 長
経 済 部 商 業 観 光 課 長
都 市 整 備 部 公 園 緑 地 課 長
都 市 整 備 部 建 築 住 宅 課 長
市 立 総 合 病 院 看 護 部 副 部 長
消 防 本 部 予 防 課 長
企 業 局 計 画 ・ 一 元 化 推 進 室 長
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
教 育 委 員 会 保 健 体 育 課 長
市 議 会 事 務 局 次 長

《 編集・発行 》

**大牟田市市民部市民生活課**

福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

TEL 0944-41-2601

E-mail [shiminseikatu01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:shiminseikatu01@city.omuta.fukuoka.jp)